

令和6年第2回定例会

議案等参考資料

1 議案第 2 号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案							現 行						
別表第2 (第3条関係) 教育委員会の附属機関							別表第2 (第3条関係) 教育委員会の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町社会教育計画検討委員会	略	略	略	略	略	略	おいらせ町社会教育計画検討委員会	略	略	略	略	略	略
おいらせ町地域学校協働本部	(1) 地域学校協働活動の企画及び推進に関すること。 (2) 地域学校協働活動ボランティアの養成及び活動の充実に関すること。 (3) 地域学校協働活動推進員の活動支援に関すること。 (4) 地域学校協働活動の広報活動に関すること。 (5) 学校運営協議会との連携に関すること。 (6) 放課後児童クラブとの連携に関すること。 (7) その他教育委員会が必要と認めること。	15人以内 (公募による者を含む)	(1) 学校関係者 (2) P T A 関係者 (3) 社会福祉関係者 (4) 児童福祉関係者 (5) 地域学校協働活動推進員 (6) 地域団体関係者 (7) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	社会教育・生涯学習課	おいらせ町公民館運営審議会	略	略	略	略	略	略
おいらせ町公民館運営審議会	略	略	略	略	略	略	おいらせ町公民館運営審議会	略	略	略	略	略	略

## おいらせ町地域学校協働本部（地域学校協働活動推進）の設置について (社会教育・体育課)

### 1. 案件の概要

地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進し、子どもたちの夢に向かって生き抜く力を育むとともに、地域との繋がりを深めることで地域づくりを促進するため、おいらせ町地域学校協働本部を設置するものです。

### 2. 背景・現状・課題

#### (1) 地域学校協働本部設置の必要性

全国的に少子高齢化や急激な社会の変化により、学校や地域を取り巻く課題が複雑化、多様化し、地域社会の停滞や教育力の低下が懸念されていることから、教育委員会では、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進しています。この活動を効果的かつ継続的に拡大して実施していくため、コーディネーターを担う地域学校協働活動推進員を委嘱・配置するとともに、関係者の意見交換・連絡調整、活動の企画等を行う「地域学校協働本部」の設置が必要となっています。なお、地域学校協働活動推進員の配置や、地域学校協働活動推進組織の設置が当該事業国補助金の要件になっています。

#### (2) おいらせ町における地域学校協働活動の実施状況（令和5年度）

- ① 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を4名委嘱・配置
- ② 放課後子ども教室の開催

- ・ 地域住民や団体の協力を得て、放課後・土日・長期休業に児童・生徒・親子を対象とした学習・体験・交流といった多様な活動を実施

【主な教室】⇒親子星空観望会、子どもドローン教室、ニュースポーツ体験等

- ③ 学校に対する多様な協力活動（ボランティアの募集・確保）の推進

- ・ 学校のニーズや要請等により、住民（町内会）・PTA（保護者）・団体・企業などに協力者を募り、学校運営のお手伝いや児童・生徒の安心・安全につながる活動を推進

・ 現在行われている活動（登下校交通・防犯パトロール等）を支援

【主な活動】⇒広報紙等で協力者を募集、学校支援活動への調整・参画

- ④ 学校（授業）支援活動（学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習）

- ・ 総合的な学習（授業）において地元人材・企業・団体を紹介し、学校だけでは得られないより充実した授業と教員の負担軽減を図っています。

・ 地域イベントにおけるボランティア体験活動や郷土芸能活動への参加を推進

【主な活動】⇒総合学習授業の講師紹介や調整（演劇による防災教室、地元野菜の種植え・収穫と食育教室、夢をでっかく伝える会、介護体験、国際文化を学ぶ、養蜂から環境問題を考える等）、町内会への学校情報紙配布等

### (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）（抜粋）

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

（中略）

（13）主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

（14）青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

（15）社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

（中略）

2 市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3. (略)

### 3. 具体的な内容

（1）附属機関として「おいらせ町地域学校協働本部」を設置し、委員の委嘱及び協力体制を構築して地域学校協働活動を推進します。

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町地域学校協働本部	<p>（1） 地域学校協働活動の企画及び推進に関すること。</p> <p>（2） 地域学校協働活動ボランティアの養成及び活動の充実に関すること。</p> <p>（3） 地域学校協働活動推進員の活動支援に関すること。</p> <p>（4） 地域学校協働活動の広報活動に関すること。</p> <p>（5） 学校運営協議会との連携に関すること。</p> <p>（6） 放課後児童クラブとの連携に関すること。</p> <p>（7） その他教育委員会が必要と認めること。</p>	15人以内 (公募による者を含む)	<p>(1) 学校関係者</p> <p>(2) P T A 関係者</p> <p>(3) 社会福祉関係者</p> <p>(4) 児童福祉関係者</p> <p>(5) 地域学校協働活動推進員</p> <p>(6) 地域団体関係者</p> <p>(7) その他教育委員会が必要と認める者</p>	2年以内	<p>(1) 会長 委員の教 互選 (2) 副会 長 委員の 互選</p>	社会 教育・ 体育 課

- 令和6年度に委嘱する委員（予定）
  - (1) 校長会代表者、(2) 連合PTA代表者、(3) 民生児童委員代表者・社会福祉協議会代表者、(4) 児童クラブ代表者、(5) 地域学校協働活動推進員、(6) 連合町内会代表者、(7) 保健こども課・公募

※代表者は、団体から推薦された者とします。

(2) 主な事業（予定）

- 会議開催（1～3回）
- 研修会（主に地域学校協働活動に関する内容）
- その他必要な活動

(3) 設置日 令和6年4月1日

**4. 予算** （※財源：青森県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金：補助対象経費の3分の2以内）

歳 入		歳 出	
教育費 県補助金	869,000円 (補助対象経費 1,304,850円×2/3)	報 酬	(委員報酬 5,300円×10人×3回) 159,000円
		報償費	(体験活動講師謝金 3,000円×40回) 120,000円 (研修会講師謝金 1回) 15,000円 (推進員謝金 1,040円×4H×75日×4人) 1,248,000円
		旅 費	(委員費用弁償 400円×10人×3回) 12,000円
雑 入 参加料	1,000円 (参加者材料費 100円×10人)	需用費	(消耗品費) 50,000円 (医薬材料費) 4,000円
		役務費	(保険料) 13,000円
合 計	870,000円	合 計	1,621,000円

※ 補助対象経費は、委員報酬、講師謝金、推進員謝金（一部対象外）、費用弁償、保険料となります。

**5. スケジュール**

No.	月 日	内 容
1	令和6年2月1日	庁議にて説明・協議
2	令和6年2月13日	教育委員会定例会にて説明
3	令和6年2月15日	校長会にて説明
4	令和6年2月21日	議員全員協議会にて説明
5	令和6年3月	議会議上程（予算、条例改正）公布の日から施行

## 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

### 学びによるまちづくり 地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化の方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習など



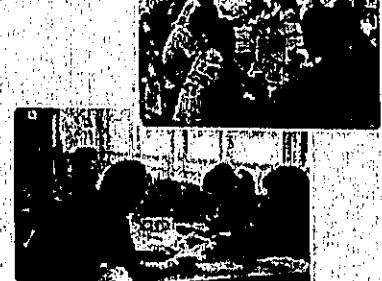
### 放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



### 地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



### 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくりなど



### 学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供など



### 地域の行事、イハシト、お祭り、ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画など



## 地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

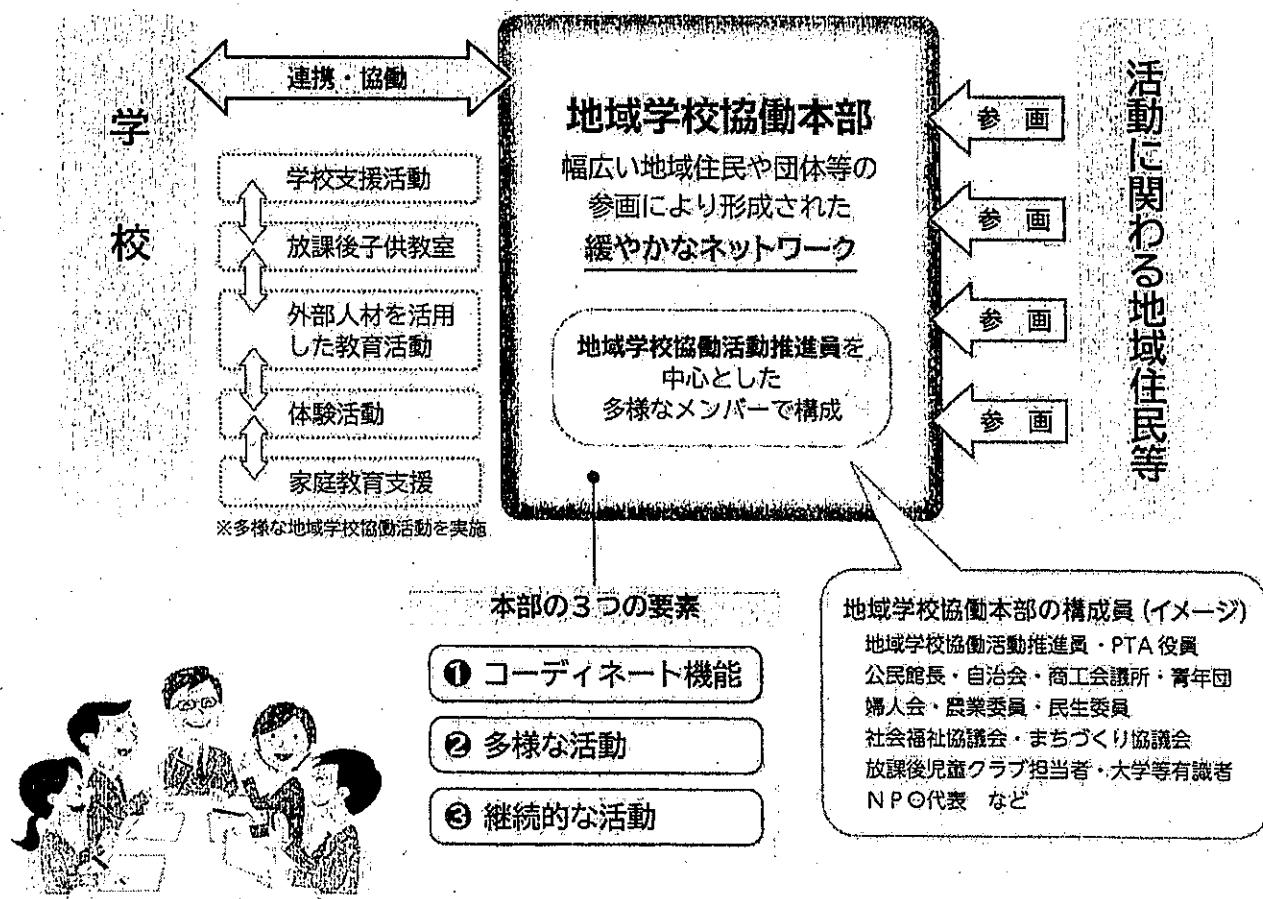
「地域学校協働活動推進員」として法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。

### 主な役割

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など

## 地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「地域学校協働本部」を整備することが有効です。教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



## 令和5年度

体育功労賞・指導者功労賞・スポーツ賞  
優秀選手賞・スポーツ奨励賞  
生涯スポーツ大賞・生涯スポーツ奨励賞



### 受賞候補者一覧

			参考/昨年度表彰決定者数
<input type="checkbox"/> 体育功労賞	個人	0名	0名
<input type="checkbox"/> 指導者功労賞	個人	0名	0名
<input type="checkbox"/> スポーツ賞	個人	5名	3名
<input type="checkbox"/> 優秀選手賞	個人	16名	17名 16名
	1団体	14名	0団体 0名
<input type="checkbox"/> スポーツ奨励賞	個人	3名	1名
	2団体	22名	0団体 0名
<input type="checkbox"/> 生涯スポーツ大賞	個人	—4名	6名 7名
	0団体	0名	0団体 0名
<input type="checkbox"/> 生涯スポーツ奨励賞	個人	0名	4名
	1団体	15名	0団体 0名
計	4団体	82名	0団体 31名
		(個人: 31名)	(個人: 31名)
		(団体: 4団体51名)	(団体: 0団体0名)

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰審議会

# 優秀選手賞（個人）

【順不同、敬称略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
1	カシワザキ ユメ 柏崎 由芽 ■■■■■	青森西高等学校 1年	バレーボール	令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 バレーボール 第1位	4ウ	適当である
2	イムラ ジュネ 飯村 樹音 ■■■■■	青森商業高校 1年	バスケットボール	かごしま国体少年女子の部 出場 令和5年度第50回東北総合体育大会(ミニ国体)少年女子の部 準優勝	4イ	適当である
3	アンドウ レンセイ 安藤 康晟 ■■■■■	八戸高等学校 3年	登山	令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 登山(男子)学校対抗 第1位	4ウ	適当である
4	オオボリ マヒロ 大堀 真拓 ■■■■■	八戸高等学校 3年	登山	令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 登山(男子)学校対抗 第1位	4ウ	適當である
5	タチバナ リク 立花 凌來 ■■■■■	三本木高等学校 2年	ハンドボール	第73回青森県高等学校春季ハンドボール選手権大会 男子の部 優勝	4ウ	適當である
6	ナガハマ ナナセ 長演 七星 ■■■■■	八戸工業大学第一高等学校 2年	水泳	第76回青森県高等学校選手権大会水泳競技大会 学校対抗の部 総合優勝(平泳ぎ100m・200m出場、メドレーリレー優勝) 第63回青森県高等学校新人選手権水泳競技大会 学校対抗の部 総合優勝(平泳ぎ200m・フリーリレー・メドレーリレー優勝)	4ウ	適當である
7	カワイ ユウジ 川井 佑仁 ■■■■■	八戸中央高等学校 通信制 2年	陸上競技	第58回全国高等学校定期制通信制陸上競技大会 出場	4ア	適當である
8	シロイシ シュウト 白石 秀登 ■■■■■	八戸工業大学第一高等学校 3年	野球	第70回春季東北地区高等学校野球 青森県大会 優勝	4ウ	適當である
9	オリカサ コタロウ 織笠 虎太朗 ■■■■■	八戸工業大学第一高等学校 3年	野球	第70回春季東北地区高等学校野球 青森県大会 優勝	4ウ	適當である
10	コマツ ハナ 小松 留奈 ■■■■■	三沢商業高等学校 2年	バレーボール	令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 バレーボール 第2位	4エ	適當である
11	コムカイ ミノル 小向 稔 ■■■■■	ブルースター	野球	第46回東日本軟式野球大会(2部)青森予選 優勝	4ウ	適當である
12	タチバナ シン 橋 伸 ■■■■■	ブルースター	野球	第46回東日本軟式野球大会(2部)青森予選 優勝	4ウ	適當である
13	タイラ イツキ 平 樹 ■■■■■	ブルースター	野球	第46回東日本軟式野球大会(2部)青森予選 優勝	4ウ	適當である

# 優秀選手賞（個人）

【順不同、敬称略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
14	ナカムラ アツ 中村 あつ [REDACTED]	町ボウリング協会	ボウリング	第45回東北社会人ボウリング選手権大会 第4位	4イ	適当である
15	オチアイ ナツミ 落合 夏海 [REDACTED]	ナカスポ	サッカー	第30回東北女子フットサル選手権大会 優勝	4イ	適当である
16	アキタ ナナ 秋田 菜奈 [REDACTED]	ナカスポ	サッカー	第30回東北女子フットサル選手権大会 優勝	4イ	適当である
17	コムカイ コウ 小向 光 [REDACTED]	八戸学院野辺地西 高等学校	サッカー	全国高校サッカー選手権大会青森県大会 準優勝	4エ	適当である

# 生涯スポーツ大賞（個人）

【順不同、敬称略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
1	オオツキ カツスケ 大槻 勝助 [REDACTED]	町グラウンド・ゴルフ 協会	グラウンド・ゴルフ	第78回国民スポーツ大会 鹿児島特別大会 出場	6ア	適当である
2	コムカイ チエ 小向 チエ [REDACTED]	町グラウンド・ゴルフ 協会	グラウンド・ゴルフ	第78回国民スポーツ大会 鹿児島特別大会 出場	6ア	適当である
3	タナカ マサミツ 田中 正光 [REDACTED]	町グラウンド・ゴルフ 協会	グラウンド・ゴルフ	全国ねんりんピック愛媛大会 出場	6ア	適当である
4	タチバナ トオル 立花 亨 [REDACTED]	町グラウンド・ゴルフ 協会	グラウンド・ゴルフ	第24回あおもりシニアフェスティバル グラウンド・ゴルフ大会 優勝	6イ	適当である
5	マルコ シンジ 円子 真治 [REDACTED]	町バウンドテニス協 会	バウンドテニス	第41回全日本バウンドテニス選手権大会 シニア男子シングルス ベスト16 第19回東北ブロックバウンドテニス選手権大会 第3位 第30回青森県バウンドテニス選手権大会 優勝	6ア	適当である
6	マルコ チエコ 円子 智恵子 [REDACTED]	町バウンドテニス協 会	バウンドテニス	第26回日本バウンドテニスゴールド長野大会 出場 第35回全国健康福祉祭えひめ大会 2位グループ 優勝	6ア	適當である

# おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則

平成18年3月1日  
教育委員会規則第31号

## (趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町民及びおいらせ町出身者又はこれに準ずるもので、おいらせ町のスポーツの振興に著しく貢献したもの並びに各種大会において優秀な成績を収めたものを顕彰することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) 指導者功労賞
- (3) スポーツ賞
- (4) 優秀選手賞
- (5) スポーツ奨励賞
- (6) 生涯スポーツ大賞
- (7) 生涯スポーツ奨励賞

## (表彰授与基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに掲げる基準に該当する個人又は団体（中学生以下の者を除く。）に対して行う。

- (1) 体育功労賞
  - ア おいらせ町のスポーツの振興に尽くし、その功績が特に優れているもの
- (2) 指導者功労賞
  - ア 多年にわたり、選手養成及び団体の体育指導に尽くしたもの
  - イ 学校体育指導の振興に尽くしたもの
- (3) スポーツ賞
  - ア 国民体育大会又は各種全国大会において、入賞以上の成績を収めたもの
  - イ アに準ずるもので、特にスポーツ賞を授与することが適當と認められたもの
- (4) 優秀選手賞
  - ア 各種全国大会に出場したもの
  - イ 各種東北大会に出場し、入賞以上の成績を収めたもの
  - ウ 各種県大会において優勝したもの
  - エ アからウまでに準ずるもので、特に優秀選手賞を授与することが適當と認められたもの
- (5) スポーツ奨励賞
  - ア 各種郡大会において優勝したもの
  - イ 県南大会（北奥羽大会を含む。）において優勝したもの
  - ウ ア又はイに準ずるもので、特にスポーツ奨励賞を授与することが適當と認められたもの
- (6) 生涯スポーツ大賞
  - ア 各種県大会で代表となり東北大会又は、全国大会に出場したもの
  - イ 各種県大会において優勝したもの
  - ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ大賞を授与することが適當と認められたもの
- (7) 生涯スポーツ奨励賞
  - ア 各種郡大会において優勝したもの
  - イ 各種郡大会で代表となり各種県大会へ出場したもの

ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ奨励賞を授与することが適當と認められたもの

(表彰者)

第4条 表彰は、おいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がこれを行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 故人に対する表彰は、賞状及び記念品を遺族に対して授与することにより行う。

(推薦の方法)

第6条 各学校、体育関係団体及び選手の所属団体は、第3条各号のいずれかに該当するものがあるときは、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、別に定める推薦書により行う。

(決定の方法)

第7条 前条第1項の規定により推薦されたものに係る被表彰者の決定は、おいらせ町体育・スポーツ賞等審議会の意見を聴いて教育委員会が行う。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、特別の理由により他の時期に表彰することが適當と認められる場合は、その都度行う。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年1月25日教委規則第1号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。